平成２７年（フ）第３７号
奈良県奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地10―205、前住所三重県伊賀市川合128番地の69
債務者　前田　和世
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３８号
三重県名張市美旗町中２番211番地
債務者　古市　広美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３７号
広島県世羅郡世羅町大字本郷719番地５　ＥＮＥＯＳ２Ｆ
債務者　松谷　勇馬
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第９６号
広島県福山市瀬戸町大字山北331番地17
債務者　多賀　眞次
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６７号
山口県下関市安岡本町３丁目８番２号、前住所山口県下関市安岡駅前１丁目２番５―301号
債務者　田中　章雄
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
愛媛県今治市玉川町三反地甲217番地48
債務者　間　　照夫
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第４７号
福岡県飯塚市川津258番地４　山根ビルサンコーポ301
債務者　新屋　良行
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１６０号
宮崎市田野町乙9181番地24
債務者　黒木　新作
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４９号
鹿児島県姶良市西姶良３丁目22番16号
債務者　宇都　春樹
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
鹿児島県姶良市西姶良３丁目22番16号
債務者　宇都ふみえ
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
広島県福山市沼隈町大字上山南713番地108　11―302
債務者　杉原　寛紀
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第８９号
広島県福山市新市町大字宮内214番地１
債務者　赤木　晴久
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１２４号
青森市中佃１丁目５番５号
債務者　高村　武揚
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８１号
神奈川県三浦市原町15番15号
債務者　木高　周平
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７６２号
名古屋市中区松原１丁目９番17号　フラワーセンター管理棟ビル306号、従前の住所富山市藤木1632番地
債務者　上田　恭一
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８号
熊本県玉名市岱明町三崎415番地１
債務者　宮崎　　巧
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第８１３号
名古屋市千種区宮根台２丁目13番17号
債務者　野畑　孝行
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部